

平成 30 年度 第 2 回 宗像市文化財保護審議会 議事録

期日：平成 31 年 2 月 20 日（水）

時間：13：30～15：00

会場：海の道むなかた館 講義室

出席者

会長 西谷 正
副会長 桑田 和明
委員 山野 善郎
委員 森 弘子
委員 河窪 奈津子
委員 井上 晋
委員 宮元 香織

事務局 郷土文化課
課長 吉原 賢治
参考 白木 英敏
主任技師 山田 広幸

会議次第

1. あいさつ
 2. 前回議事録の確認
 3. 議題
 4. 報告
- 1) 八所宮神幸行事について

説明

事務局：前回文化財保護審議会以降、答申案修正

8月 定例教育委員会 可決

9月 28日 告示

質疑

委員：神社ではこの行事を紹介しているのか。

事務局：秋祭り告知看板に合わせてこの行事のことも書かれているが、今回看板に「市指定文化財」と追記したと聞いている。

- 2) 八所宮石垣及び土壙修復工事について

説明

事務局：4年計画で事業実施中。

今年度は主に石垣と土壙の土づくりを実施。

事業は文化財の修復に準じた内容。

石垣については、割れ等で利用できない場合、墨書きで新規石材と記入し交換し、石垣の歪みが顕著な個所については、石垣の専門家の指導を受けた。

土塀については、土塀の土を再利用し、不足分については境内の良質な土を使用。

質 疑

委 員：工事は市内業者か。

事務局：石垣は、唐津の業者で唐津城石垣の実績あり。

土塀は日田の業者で日田での実績あり。

3) 依岳神社棟札について

説 明

事務局：一連の棟札が 10 枚あり、最古のものは県内でも最古級。

県から指定の意向が示される。

今後、地元への説明と同意取得の作業が必要。

委 員：棟札の価値は県でも高く評価されている。

質 疑

委 員：一番古い棟札以外の取り扱いについて。

事務局：県は一連で指定する方向で検討している。

4) 宗像市文化財保存活用地域計画について

説 明

事務局：平成 31 年度から 2 年計画で実施予定。

現在、事業について国補助の要望中。

平成 31 年度は指定・未指定文化財の把握を行う。

平成 32 年度は事前把握をもとに計画の策定を行う。

質 疑

委 員：ワーキングについて。

事務局：課内でワーキングを行い、府内で必要な場合は府内委員会を設置する。

委 員：文化財保存活用地域計画について文化庁から指針が示されているのか。

事務局：骨子が示されている。

委 員：いつ文化庁から詳細な指針が示されるのか懸念。また、計画に伴う文化財の調査は新修宗像市史の編纂と連動させるのか。

事務局：現在、ワーキングで検討中。2 年間の中でどのような現地の作業ができるのか課題。

委 員：計画作成に際して文化財のリスト化を要望。

委 員：文化財の保存と活用は難しい点もある。学術的な価値と活用を議論する場の整理を。

5) 浜宮貝塚 2次調査について

説明

事務局：来年度も調査を予定。

自然遺物の整理は有識者の指導を受けながら実施中。

今後、浜宮内陸側の大規模な土壘はレーザー測量を行う予定。

質疑

委員：宗像海人族以外の存在も考えてはどうか。

また、元寇時の状況から宗像大宮司家がこの辺りに土壘を作った可能性はある。

委員：浜宮貝塚と沖ノ島の岩陰祭祀の関係は。

委員：直接関係はないが、浜宮貝塚とその周辺では沖ノ島との関連をにおわせるような遺物が点在する。いまのところ直接祭祀の場としては考えていない。

委員：今後の予定は。

事務局：追加トレンチ調査を行い、指定や保護の際の資料にする。

委員：遺跡の住宅部分はこれまで事前調査は行われていないのか。

事務局：行われていない。今回は市の重点政策。

今後、土壘の調査に際しては関係機関との調整が必要。

委員：土壘にトレンチを入れることができれば少しは状況がわかると思う。

今の段階では何とも言い難い。また、浜宮調査の今後の予定は。

事務局：今後、範囲確認のため反対側の調査を実施。今回、堅穴住居を初めて確認。浜宮の祠がある場所が中心部なので今後の調査で範囲と概要はつかめると思う。

委員：浜宮は、現在、五月祭をしているところか。

事務局：違う。

委員：ここでいう浜宮は特に宗像大社と古いつながりがあるところではない。

委員：調査は年で分けずに今回の調査全体を第2次調査と位置付けた方がいい。

事務局：了解。

その他

委員：王丸の報告書について。

事務局：課題として認識しているので対応を進めたい。

委員：印刷費がなければデジタルデータを作成して印刷費がついてから製本という例もあるので参考まで。

委員：特別展の執筆者は。

事務局：郷土文化課で分担執筆した。

委員：審議会を行うのであれば、報告だけではなく毎年1件でも指定案件をあげていただきたい。

事務局：了解。